2　（略）

3　第一項第十一号の引当金は、賞与引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

4　第一項第十二号の負債のうち、役員、社員、評議員若しくは職員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

（固定負債の範囲）

第三十一条　社会医療法人債、長期借入金、繰延税金負債、引当金（第二十九条第一項第四号に掲げる引当金を除く。）及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

（削る）

（繰延税金資産及び繰延税金負債の表示）

第三十三条　（削る）

第二十五条第一項第五号に掲げる繰延税金資産と第三十二条第一項第三号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

（純資産変動計算書の区分表示）

第五十三条　純資産変動計算書は、積立金及び評価・換算差額等に分類して記載しなければならない。

2　（略）

（積立金）

第五十四条　積立金は、前会計年度末残高、当会計年度変動額及び当会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2　積立金に記載される科目の当会計年度変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。

3　当期純利益金額又は当期純損失金額は、繰越利益積立金の変動事由として表示しなければならない。

（削る）

別表

1．貸借対照表に係る科目（第三十九条関係）

（資産の部）

分類	科目	適要
流動資産	（略）	（略）
	（削る）	（削る）

2　（略）

3　第一項第十二号の引当金は、賞与引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

4　第一項第十三号の負債のうち、役員、社員、評議員若しくは職員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

（固定負債の範囲）

第三十一条　社会医療法人債、長期借入金、引当金（第二十九条第一項第四号に掲げる引当金を除く。）及びその他の負債で流動負債に属しないものは、固定負債に属するものとする。

2　繰延税金負債のうち第二十九条第三項に規定するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

（繰延税金資産及び繰延税金負債の表示）

第三十三条　第十六条第一項第七号に掲げる繰延税金資産と第三十条第一項第八号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2　第二十五条第一項第五号に掲げる繰延税金資産と第三十二条第一項第三号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

（純資産変動計算書の区分表示）

第五十三条　純資産変動計算書は、資本剰余金、利益剰余金及び評価・換算差額等に分類して記載しなければならない。

2　（略）

（資本剰余金及び利益剰余金）

第五十四条　資本剰余金及び利益剰余金は、前会計年度末残高、当会計年度変動額及び当会計年度末残高に区分して記載しなければならない。

2　資本剰余金及び利益剰余金に記載される科目の当会計年度変動額は、変動事由ごとに記載しなければならない。

3　当期純利益金額又は当期純損失金額は、その他利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。

4　その他利益剰余金は、前条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、その他利益剰余金の合計額を前会計年度末残高、当会計年度変動額及び当会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記するものとする。

別表

1．貸借対照表に係る科目（第三十九条関係）

（資産の部）

分類	科目	適要
流動資産	（略）	（略）
	繰延税金資産	税効果会計適用に伴う繰延税金資産のうち、流動資産又は流動負債に属する特定の資産又は負債に関連して計上されるも